

2025 年 6 月 12 日

沖縄科学技術大学院大学 御中

調査報告書
(公表版)

第三者調査委員会

目次

第1	本調査について	1
1	本調査に至る経緯	1
2	調査事項	1
3	当委員会の調査体制	1
4	調査期間	2
5	調査方法	2
(1)	関係資料及びメールデータの精査・検討等	2
(2)	ヒアリング調査	2
(3)	アンケート調査	3
(4)	歴代学長に対する質問状の送付	4
(5)	OIST 現地設備等の視察	4
第2	調査結果等	4
1	概要	4
2	OIST の概要	4
(1)	沿革	4
(2)	組織体制	5
3	OIST における調達のフロー	8
(1)	担当部署	8
(2)	調達のフロー	8
(3)	継続的な契約に関する手続等	11
(4)	調達における A 氏の権限	11
4	OIST における施設管理受託業者に対する監督の方法等	11
5	本件金銭受領の経緯	12
(1)	A 氏と C 氏が面識を有するに至った経緯	12
(2)	A 氏が C 氏に対して金銭の融通を依頼した経緯	13
(3)	受領した金額・受領の方法等	13
(4)	受領した金銭の使途等	15
(5)	金銭の授受が終了した経緯	16
6	アンケート調査の結果について	16
第3	本事案の影響	17
1	概要	17
2	調達に関する影響	17
(1)	年度別の入札手続等の概要	17
(2)	2012 年度の入札	18

(3)	2013 年度の入札	18
(4)	2014 年度及び 2015 年度の業務継続	19
(5)	2016 年度の入札	20
(6)	2017 年度及び 2018 年度の業務継続	20
(7)	2019 年度の入札	21
(8)	2020 年度及び 2021 年度の業務継続	21
(9)	2022 年度の入札	21
(10)	2023 年度及び 2024 年度の業務継続	22
(11)	調達業務への影響	22
3	施設管理業務の監督に関する影響	23
第 4	原因分析	23
1	担当業務の固定化	24
2	通報窓口の問題	25
第 5	責任の所在	25
第 6	再発防止策の提言	26
1	OIST 内部での牽制の強化	26
2	早期に不適切な行為を発見する措置の実施	27
3	不適切な行為は発覚するという意識作り	27
第 7	結語	27

第1 本調査について

1 本調査に至る経緯

2024年12月12日、沖縄科学技術大学院大学(以下「OIST」という。)の施設管理セクションのマネジャーを務めるA氏は、OISTの副理事長である加藤重治氏(以下「**加藤氏**」といふ。)に対し、A氏がOISTの施設管理業務を担当するB社の関係者から10年近くにわたり年間約2000万円の金銭を受領していたこと、及び当該金銭受領に関して税務調査を受けていることを報告した。OISTは、A氏の報告を受けて事実確認を行い、2024年12月25日、A氏を懲戒解雇した。

また、OISTは、同日、「職員の懲戒について」と題するお知らせ¹をホームページ上で公開し、職員への懲戒処分を実施したことを公表するとともに、今後、第三者調査委員会を設置し、その調査を踏まえて再発防止策を策定・実施することを公表した。OISTは、2025年1月31日、第三者調査委員会(以下「**当委員会**」といふ。)を設置して本事案に関する調査を委嘱した²。当委員会は、OISTの委嘱を受け、後記調査事項記載の調査(以下「**本調査**」といふ。)を実施することとした。

2 調査事項

当委員会による本調査に係る調査事項は次のとおりとする。

- 当該従業員による金銭受領行為(以下「**本事案**」といふ。)の規模、経緯等の事実関係
- 当該従業員が関与した施設管理業務等に関する調達業務及び監督業務に関する影響の有無
- 本事案に係る原因、責任の所在
- 本事案を踏まえた再発防止策
- その他本事案に関連する事項

3 当委員会の調査体制

当委員会の構成は次のとおりである。

委員長 平尾 覚 弁護士 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 元東京地方検察庁特別検査部検事

¹ <https://www.oist.jp/ja/news-center/news/2024/12/25/disciplinary-action-against-employee>

² <https://www.oist.jp/ja/news-center/news/2025/1/31/notice-regarding-establishment-third-party-investigation-committee>

委 員 野崎聖子 弁護士 うむやす法律会計事務所
委 員 高山 梢 弁護士 真和総合法律事務所

当委員会の委員は、日本弁護士連合会による「企業等不祥事における第三者 委員会ガイドライン（2010年7月15日公表）」に沿って選定されたものであり、当委員会は、同ガイドラインに従って調査を実施した。

当委員会は、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業に所属する弁護士4名（上島正道、大野憲太郎、内田治寿、林大登）を調査補助者として調査に従事させた。

4 調査期間

本調査の実施期間は、2025年1月31日から2025年6月6日までである。当委員会は、設置の準備段階を含め、計9回の委員会を開催した。

5 調査方法

当委員会は本調査に当たり、次の調査を行った。

（1）関係資料及びメールデータの精査・検討等

当委員会は、OISTから提供を受けた各種資料の精査・検討を実施した。主な資料は次のとおりである。

- ・ 外部業者に対する発注手続に関する書類
- ・ 入札及び随意契約に関する会議体の議事録
- ・ A氏が業務上使用していたパソコンコンピュータに保存されていたデータ
- ・ A氏が業務上使用していた電子メール³
- ・ A氏から提供を受けた、同氏名義の預金口座の取引履歴及び同氏名義のクレジットカードの利用履歴

（2）ヒアリング調査

当委員会は、A氏、B社の元取締役C氏、OISTの役職員等の合計12名に対してヒアリング調査を実施した。一部の対象者に対しては、複数回ヒアリングを実施している。

³ A氏のメールデータを保全した上で、メールソフト上で電子メールの件名を全件目視し、B社関係者とのやり取り及び通常の業務上のやり取りとは見受けられないやり取りについて、本文も含めてレビューを行った。

(3) アンケート調査

当委員会は、類似事案の有無等を確認することを目的として、OISTにおいて外部事業者に対する発注権限を有する、役員の一部及び課長級以上の教職員計 166 名を対象にアンケート調査を実施した。

アンケート調査の質問項目は、以下のとおりである。

＜アンケートの質問内容＞

質問番号	質問内容
1	あなたは、OIST の取引先から、金銭その他ギフト(学校法人沖縄科学技術大学院大学学園 利益相反管理規則 3 条(11))を受領したことがありますか。
2	質問 1 で「①はい」と回答された方は、その具体的な時期、相手方、受領したものをお聞かせください。
3	あなたは、OIST の他の役職員が、OIST の業務に関する取引先から、金銭その他ギフトを受領していることを見聞きしたことがありますか。
4	質問 3 で「①はい」と回答された方は、その役職員の氏名、所属する部署、役職、具体的な時期、相手方、受領したもの、見聞きした経緯をお聞かせください。
5	あなたは、OIST の取引先に対して、不適切な対応(取引先が受注できるように便宜を図る、サービスや物品の質が要求水準に達していないが大目に見る、取引先が利益を上げることができるよう、契約金額等を水増しするなど)をしたことがありますか。
6	質問 5 で「①はい」と回答された方は、その具体的な時期、相手方、当該不適切な措置の内容をお聞かせください。
7	あなたは、OIST の他の役職員が、OIST の取引先に対して、不適切な対応(取引先が受注できるように便宜を図る、サービスや物品の質が要求水準に達していないが大目に見る、取引先が利益を上げることができるよう、契約金額等を水増しするなど)をしていることを見聞きしたことがありますか。
8	質問 7 で「①はい」と回答された方は、その役職員の氏名、所属する部署、役職、具体的な時期、相手方、当該不適切な措置の内容、見聞きした経緯をお聞かせください。
9	そのほか、OIST 内で見聞きした不正行為があればその具体的な内容をお聞かせください。

(4) 歴代学長に対する質問状の送付

当委員会は、本事案及びその類似事案への OIST の歴代学長の関与の有無及び認識を確認することを目的として、歴代学長 2 名に質問状を送付し、回答を求めた。

(5) OIST 現地設備等の視察

当委員会は、OIST のメインキャンパスを訪問し、B 社が管理保全業務を担当する施設及び設備等について視察を行った。

第 2 調査結果等

1 概要

本調査の結果、A 氏が B 社の C 氏から継続的に金銭を受領していた事実が確認された。金銭授受は、2012 年から 2013 年頃にかけて開始され、2024 年 12 月まで継続された。A 氏は、C 氏から合計約 2 億円の金銭を受領しており、その使途は、私的な遊興費であることが確認された。

他方、OIST における設備保全業務の調達に当たり、不当に B 社を有利に扱ったという事実は確認されなかった。また、B 社の業務品質は十分な水準であり、たとえば、B 社の不十分な業務提供をあえて見逃すなど、B 社の業務提供に際して、同社に便宜を図った事実も確認されなかった。

2 OIST の概要

(1) 沿革

2001 年、内閣府特命担当大臣(沖縄・北方対策、科学技術政策担当)は、沖縄に科学技術大学院大学を設立する構想を提唱し、同年 6 月、沖縄県に国際的な大学院大学を設立することが正式に発表された。

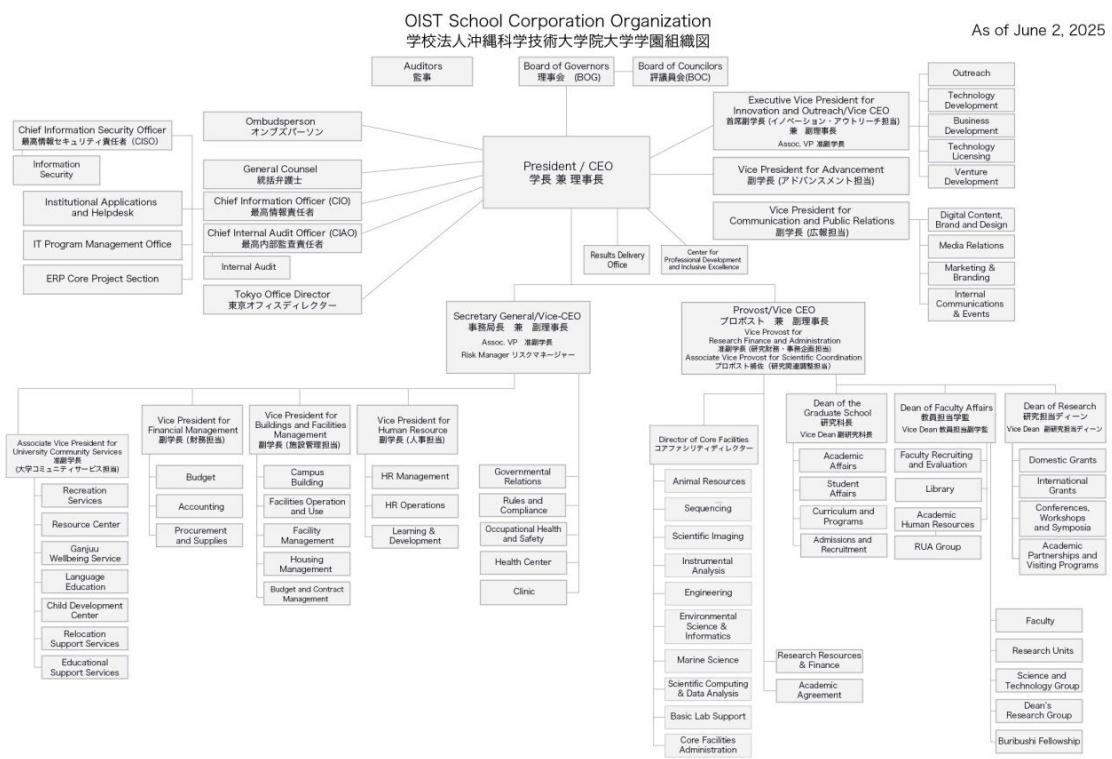
2005 年、大学として認可を受ける前身として、沖縄科学技術研究基盤整備機構が設立された。2011 年 10 月 24 日、文部科学省による認可を受け、学校法人沖縄科学技術大学院大学学園が設立された。OIST は、沖縄科学技術大学院大学学園法 2 条・3 条に基づき学校法人沖縄科学技術大学院大学学園(以下、特に大学院大学と区別して学校法人としての OIST を意味する場合は「学園」という。)により設置された大学である。

(2) 組織体制

ア 組織の概要

OIST では、理事会が、学園の管理及び業務運営について最終決定権を有するとともに最終的な責任を負っている。理事会は、学長兼理事長を選任し、学園及び大学院大学の日常的な運営を学長兼理事長に委ねている。また、理事会により任命されたシニアレベル・エグゼクティブ 1 名は、学園の寄附行為の規定に基づき、学園の副理事長となる。また、評議員会は、予算、借入金、財産の処分、寄付金、寄附行為の変更等、特定の事項について、理事長に対する意見提出等を行う。

2025 年 6 月 2 日時点における OIST の組織概要は、下図のとおりである⁴。



イ 施設管理に関する組織の詳細

OIST における施設管理は、施設管理ディビジョンが担当している。施設管理ディビジョンは施設管理担当副学長が所管しており、施設管理ディビジョンには、副学長室に加え、キャンパス建設セクション、施設予算・契約管理セクション、施設管理セクション、施設

⁴ <https://www.oist.jp/ja/about/organigram>。

運用セクション及びハウジング管理セクションの計 5 つのセクションが存在する。各セクションには 1 名のマネジャー又はシニアマネジャーが所属し、各セクションの管理を行っている。

2025 年 3 月時点における各セクションの担当業務、所属人員等の概要は、次表のとおりである。

＜施設管理ディビジョンの各セクションの担当業務の概要＞

セクション名等	担当業務の概要等	担当人員 (定員)
副学長室	<ul style="list-style-type: none"> 副学長は、施設管理ディビジョンの業務全般を担当し、事務局長に報告を行う。 建設予算アナリストは、予算事項を政府機関と調整し、法務及び財務的側面から副学長に助言を行う。 エグゼクティブアシスタントは、副学長及びディビジョンの業務を円滑に進めるサポートを行う。 	2 (3) ※副学長を除く
キャンパス建設セクション	<ul style="list-style-type: none"> 土地の取得に関すること、新築工事の実施に関すること キャンパス建設に関する国や地方自治体との連絡調整 アカデミックエリア以外のキャンパスの管理（事務部門及びビレッジゾーンエリアを含む） 	6 (6)
施設予算・契約管理セクション	<ul style="list-style-type: none"> 施設及びキャンパスの整備、改修、維持管理(一括契約でカバーされない個別案件に限る。)に係る入札及び契約管理並びに関連書類の作成 施設予算管理及び関連書類の作成 上記に付随する業務(検収・支払手続、申請、届出、内閣府との連絡調整及び報告、情報公表、固定資産管理) 	3 (3)
施設管理セクション	<ul style="list-style-type: none"> 建物及び施設の維持管理全般及びエネルギー、水、その他光熱資源の最適な利用に関すること 学用車の管理 キャンパス利用者全般の安全管理(研究室の安全管理を除く) キャンパス及び本学施設へのアクセス管理及びセキュリティ 	12 (13)
施設運用セクション	<ul style="list-style-type: none"> 建物及び施設のフィットアウト及び修正・変更 研究者へのスペースの配分及びその記録に関すること 	6 (6)
ハウジング管理セクション	<ul style="list-style-type: none"> オン、オフキャンパスハウジング全般の管理 将来のハウジング計画 	6 (7)

ウ OIST のキャンパス、建物、施設及び設備

OIST には、メインキャンパス、シーサイドキャンパス及び瀬良垣キャンパスの 3 つのキャンパスが存在する。いずれのキャンパスも沖縄県恩納村に所在しており、最も規模の大きいメインキャンパスの敷地面積は約 70 万平方メートル、建物延べ床面積は約 9.6 万平方メートルに上る。

OIST のメインキャンパス内には、2025 年 5 月現在、センター棟、第 1 ないし第 5 の 5 つの研究棟、カンファレンスセンター・講堂、インキュベータ施設、エンジニアリングサポートビルディング、第 1 及び第 2 エネルギーセンター、2025 年 6 月時点で 653 名の教職員及び学生並びのその家族が居住する宿舎等が存在する。

エ OIST における内部監査・通報等の状況

OIST においては、従前、内部監査については、アドミニストレイティブ・コンプライアンス担当副学長が責任者とされていた。そして、内部監査は、アドミニストレイティブ・コンプライアンス部門により実施され、年次の内部監査計画の策定、内部監査の実施、学長・経営幹部への内部監査結果の報告、監事との意見交換が行われていた。その後、2018 年 4 月には学長兼理事長直属の最高コンプライアンス責任者 (CCO) が設置され、内部監査はコンプライアンスセクションの所管となり、最高内部監査責任者 (CIAO) の下で実施されるようになった⁵。その後、2021 年 9 月には、組織上は事務局長の直下ではあるものの、内部監査の独立性確保を企図して、コンプライアンスセクションから独立する形で内部監査セクションが設置された。そして、2023 年 8 月には、最高コンプライアンス責任者 (CCO) が最高内部監査責任者 (CIAO) に改称されるとともに、内部監査セクションが組織上も最高内部監査責任者の直轄となった。これにより、内部監査におけるさらなる独立性の確保が図られるようになった。さらに、不正行為及び内部通報に関する対応も最高内部監査責任者の所管とされている。

内部監査セクションにおいては、不正行為及び内部通報に対する対応も所管業務とされている。通報窓口は OIST のウェブサイト上にも掲載され、外部からの通報も受け付けている。2020 年 4 月以降、OIST 内部からの通報 5 件、外部からの通報 3 件の合計 8 件の通報があり、外部からの通報は、例えば近隣からの苦情等であった。

⁵ ただし、内部監査業務を担当するコンプライアンスセクションは、組織上、最高コンプライアンス責任者ではなく最高執行責任者 (COO。現在の事務局長に相当) の直轄と位置づけられていた。

3 OISTにおける調達のフロー

本件においては、本事案による施設管理ディビジョンにおける調達業務に対する影響の有無が問題となっているため、以下、施設管理ディビジョンにおける調達のフローについて説明する。

(1) 担当部署

OIST は、業務を行う上で遵守すべき基本方針 (Policies)・ルール (Rules)・手続 (Procedures) を規則集として定めている(以下、OIST が定めるこのような規則集を「PRP」ということがある。)。

PRP 上、施設管理ディビジョンにおける 150 万円以上の調達は、理事長・学長から調達に関する権限を委譲された調達担当部門である財務ディビジョン調達セクション又は施設管理ディビジョン施設予算・契約管理セクションが行うこととされている (PRP28. 2. 8 及び 28. 2. 8. 2)。そして、調達のうち物品売買及び業務委託に関しては、財務ディビジョン調達セクションが調達を行うこととされている (PRP28. 2. 8. 1)⁶。

このため、施設管理セクションが、150 万円以上の業務委託を希望する場合には、下記のとおり、財務ディビジョン調達セクションに取引先の選定と契約を依頼することになる (PRP28. 3. 3. 3)。

なお、150 万円未満の契約については、施設管理セクションの権限で調達をすることができる。

(2) 調達のフロー

ア 概要

施設管理ディビジョンにおいて、150 万円以上の業務委託を調達する際の手続のフローは、おおむね以下のとおりである。

- ① 調達を依頼する部署は、調達する役務の内容を正確に取引先に伝え、また発注及び契約後の履行を確実にするため、調達にあたって、調達内容を正確に記述した仕様書を作成する (PRP28. 3. 1)。

⁶ なお、OIST の実務担当者によれば、大まかには、施設予算・契約管理セクションは工事や建物についての調達を担当し、調達セクションはそれ以外の調達を担当しているとのことである。

- ② 予算保有者⁷は、金額に関わらず、0IST の ERP システムを用いて、役務を取引先から調達することについて、事前に承認を行う (PRP28. 3. 2)。
- ③ 依頼部署は、財務ディビジョン調達セクションに取引先の選定と契約を依頼する (PRP28. 3. 3. 3)。
- ④ 財務ディビジョン調達セクションは、調達額が 300 万円以上となる場合、競争入札等の手続により取引先を選定する (PRP28. 3. 3、28. 3. 3. 5)⁸。
- ⑤ 財務ディビジョン調達セクションは、取引先の選定経緯、契約条件、その他の必要な情報を決裁権限規程別表に定める承認者に提供し、同承認者の事前の承認を経た上で、契約を締結する (PRP28. 3. 4)。

イ 仕様書の策定

施設管理セクションが仕様書を策定する場合、施設管理セクションの担当者が行う。

もっとも、設備保全に関する仕様書については、0IST 設立当時、施設管理セクションに所属していた A 氏が、他校の仕様書を参考に単独で作成しており、その後の仕様書も基本的に A 氏が作成した仕様書を踏襲して作成されていた。

ウ 入札手続

財務ディビジョン調達セクションが競争入札等を実施する場合、原則、一般競争入札によることとされているが(契約事務取扱規則 4 条 1 項)、調達審査委員会が認めた場合には、総合評価落札方式によることとされている(契約事務取扱規則 4 条 2 項)。

調達を依頼する部署が、総合評価方式による調達を行おうとする場合には、仕様書等に審査基準及び配点の案を添えて、総合評価審査委員会⁹の設置とその実施を財務ディビジョン調達セクションに依頼する(総合評価落札方式実施要領 3 条 2 項)。その後、財務ディビジョン調達セクションは、総合評価審査委員会の設置とその実施について、調達審査委員会¹⁰に諮問する(総合評価落札方式実施要領 3 条 3 項)。調達審査委員会が総合評価方式に

⁷ 担当する予算単位の予算執行について責任を負う者 (PRP27. 3. 2)。施設管理に関しては施設管理担当副学長である。

⁸ ただし、調達する物品、役務又は工事を提供できる取引先が一者に限られ、競争手続を行う意味がないなど、調達審査委員会の承認を経た場合には、競争入札等の手続を経ずに契約を締結する取引先を選定することができる (PRP28. 3. 3. 6)。

⁹ 調達セクションが担当する入札に関し、総合評価審査委員会は、副学長(財務担当)、依頼部署の代表者、調達セクションリーダーより構成され、競争参加者から提出された提案書その他関係資料の審査及び評価等を実施する(総合評価落札方式実施要領 5 条、6 条)。

¹⁰ 調達審査委員会は、委員長を副学長(財務担当)とし、委員を事務局長オフィスの准副学長、調達依頼部署の代表者、調達セクションのマネジャー、施設予算・契約管理セクションのマネジャー、法令コンプライアンスセクションのマネジャーとして構成されている。

よる調達実施を認めると、総合評価審査委員会が設置される（総合評価落札方式実施要領 5 条 1 項）。

総合評価審査委員会は、入札に先だって審査項目及び審査基準について審議し、その内容を確定する。

その上で、財務ディビジョン調達セクションは、総合評価方式による調達を行う旨の公告を行うとともに仕様書を公表し、競争参加者に対し、入札の実施に先立ち、提案書の提出を求める（総合評価落札方式実施要領 4 条 1 項）¹¹。なお、高額な契約であって入札に準備を要する契約である場合には、財務ディビジョン調達セクションのマネジャーの判断で、仕様書案について入札前に業者からの意見を聴取することもある¹²。

競争参加者から提出された提案書は、総合評価審査委員会により審査され、配置予定業務従事者の能力や課題に対する提案内容などが審査・評価されるとともに、業務責任者に対するヒアリングが実施され、一定の評価点を超えた者に競争入札の参加資格が与えられる。

入札の実施後、財務ディビジョン調達セクションは、総合評価審査委員による評価点と入札価格¹³に基づいて評価値を算出し、最も高い評価値を獲得した競争参加者を落札者とする。

エ 予定価格の算出

総合評価方式は、入札価格が予定価格の範囲内にあるもののうち、最も高い評価値を得た競争参加者を落札者とする競争方式である（総合評価落札方式実施要領 2 条 1 号）ところ、OIST は、「調達案件の内容を基礎とし、調達の目的に係る取引の実勢価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して」予定価格を「適正に決定」し、予定価格調書を作成することになっている（契約事務取扱規則 5 条 1 項、同条 4 項）。

具体的には、施設管理業務等に関する調達業務等においては、国土交通省が定める建築保全業務労務単価、建築保全業務積算基準、前年度実績単価、業者から提出された参考見積単価等に基づいて、予定価格が算出される。

予定価格の算出は、財務ディビジョン調達セクションが担当しており、予定価格が 5000 万円以上となる場合には、財務担当副学長の決裁が必要になる。

¹¹ なお、調達セクションは、必要に応じて、総合評価方式に関する要求仕様及び審査基準に関する説明会を実施する（総合評価落札方式実施要領 4 条 3 項）。

¹² このような手続は、正式なルールが定められているわけではないが、意見招請と呼ばれている。

¹³ ただし、入札価格は後述の予定価格の範囲内である必要がある（総合評価落札方式実施要領 4 条 6 項）。

(3) 継続的な契約に関する手続等

OIST では、複数年を前提に取引先を起用する場合でも、初年度は単年度で契約し、翌数年度分は前年度の実績に照らし随意契約にするという方式をとることがある(複数年契約及び複数年にわたる取引先の選定に関する細則 8 条)。OIST は、受注業者を毎年変更することになると、業者側における人員や資機材の手配に困難が生じ得るような業務に関しては、複数年を前提に取引先を起用している。ただし、業者と複数年契約を締結した場合、業者がそれを奇貨として誠実に業務を履行しないおそれもある。そのため、まずは単年度の契約を締結し、その後は、前年度の実績等を踏まえて随意契約を締結するか否かを決定している(なお、随意契約を締結できる期間は原則 5 年以内とされており一定期間にとどめている(複数年契約及び複数年にわたる取引先の選定に関する細則 4 条)。)。

このような契約形態を採用するかは、依頼部署と財務ディビジョン調達セクションが協議の上で決定している。

翌年度も同じ業者と随意契約を締結するかは、総合評価審査委員会と同じメンバーで構成される業務評価委員会が、仕様書どおりに業務が履行されているかどうか、コストダウンが可能か否かといった事項を審査して、判断している。

(4) 調達における A 氏の権限

A 氏は、2011 年 11 月 1 日以降、施設管理セクションのマネジャー兼セクションリーダーを務めており、建物及び施設の維持管理全般に関する業務を所管していた。

調達との関係では、A 氏は、仕様書を策定する、総合評価審査委員会の委員として提案書を評価する、業務評価委員会のメンバーとして契約更新の審査を行うといった職務を遂行していた。

このうち、仕様書の策定につき、A 氏は、OIST 設立当時からの施設管理セクションのマネジャーを務めており、設備保全業務を総合評価方式で入札するに当たり、他校の仕様書などを参考に、仕様書を一人で作成した。その後に作成された仕様書も、基本的には A 氏が作成した仕様書が踏襲されている。

4 OIST における施設管理受託業者に対する監督の方法等

OIST は、施設・設備保全業務に係る業務委託契約において、施設管理セクションリーダー等を監督職員と定めている。A 氏は、施設管理セクションリーダーとして、監督職員を務めていた。監督職員の主な職務は以下のとおりである。

- ① 業務の履行に先立ち、受託業者から、実施体制、実施工程及び業務責任者等が有

する資格など、業務を適切に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を受領し、承諾する。

- ② 受託業者から、毎月末に業務報告書を受領し、請負代金支払いの前提となる承認を行う。
- ③ 学園内の設備機器及びその他設備全般においてトラブル(軽微な故障・事故)等が発生した場合、その状況に応じて、受託業者から報告を受ける。
- ④ 受託業者に対して作業指示を行い、終了報告を受ける。

B 社による業務提供については、施設管理セクションの職員が全体でモニタリングを実施していた。具体的には、勤怠管理などをチェックし、仕様通りの人員が業務遂行をしているか、施設や設備のメンテナンスが行われているかなどのチェックを日々行っていた。また、A 氏が自ら B 社の業務遂行をモニタリングすることもあり、そのほか、施設・設備保全業務の担当者にヒアリングするなどして、施設管理受託業者に対する監督業務を行っていた。このように、契約上監督職員が定められてはいるものの、日常業務においては、A 氏のみならず、施設管理セクションの他の職員も B 社の業務遂行状況をモニタリングしていた。

5 本件金銭受領の経緯

(1) A 氏と C 氏が面識を有するに至った経緯

A 氏は、2010 年 2 月 1 日、OIST に入校した。その後 2011 年頃、OIST の会計検査において、OIST が B 社に委託した警備業務に関して、OIST が B 社に対して代金を約 2500 万円分過剰に支払っている旨の指摘がなされた。具体的には、OIST が B 社から取得した見積書では休憩時間が業務遂行時間に含まれて積算が行われていたところ、その休憩時間分の 2500 万円程度の積算が過剰ではないかとの指摘であった。会計検査院の指摘を踏まえ、OIST は B 社に返金を求めるに至った。当時、施設管理セクションのマネジャーを務めていた A 氏は、OIST の他の職員とともに B 社に対する当該代金の返還交渉を担当した。A 氏はその返金交渉のために B 社を訪問した。この交渉における B 社の担当者は C 氏であった。

OIST からの返還の求めを受けた C 氏は、B 社社内での了解を得て、OIST には約 2500 万円が返金されることとなつた。具体的には、未履行分の契約金額を減額することとし、B 社が受注していた設備・保全業務に係る契約金額につき約 2500 万円の減額が行われることとなつた。

この交渉を経て、A 氏は、C 氏が B 社において大きな権限を有していると認識した。

(2) A 氏が C 氏に対して金銭の融通を依頼した経緯

A 氏は、OIST の現場において C 氏と会う機会があり、また、「模合」と称されていた会社役員等が参加する情報交換会に参加したり、ゴルフをするなどして交友を深めていた。

他方で、A 氏には、OIST に入校する以前より、過度な遊興費による約 500 万円の借金があった。こうした中、上記のとおり C 氏が B 社において大きな権限を有していると認識していた A 氏は、C 氏であれば金銭を融通することが可能であると考え、その借金の返済に充てるため、C 氏に金銭を融通してもらおうと考えた。そして、2012 年～2013 年頃、A 氏は、業務のために B 社を訪問した際、C 氏に対し、金銭を融通してもらいたい旨打診した。打診に当たり、A 氏は、500 万円という金額は一度に融通を頼む額としては大きすぎると考えた。そこで、A 氏は、年間で B 社に対して発注する業務の 2～3% 程度にとどまる金額になるよう、最初は月額 150 万円の融通を依頼した。後日、C 氏がこれに応じたため、A 氏は、C 氏から 150 万円を受領した。

当委員会が実施したヒアリングにおいて、C 氏は、A 氏から、OIST の予算が縮減されており、外国人教員の渡航費等を工面するのに苦慮しているといった説明をされ、これらの費用に充てるため、いわゆる「裏金」作りに協力してもらいたいと頼まれ、OIST が支払った委託業務費のうち一部をキックバックするように求められたと説明している。C 氏は、A 氏からの説明を受け、当時の B 社代表取締役社長とも協議の上、A 氏に対し現金を渡し、OIST の「裏金」作りに協力するという認識でキックバックを支払うこととした。なお、A 氏も具体的な資金使途の名目を説明したとは説明していないが、OIST の予算が苦しい旨の説明は世間話として繰り返ししていたと説明している。

(3) 受領した金額・受領の方法等

A 氏は、上記(2)記載のとおり、C 氏から 150 万円を受領したことを契機として、月に 1 回の頻度で C 氏に対して金銭の融通を打診するようになった。

A 氏及び C 氏に対するヒアリング結果によれば、受領の時期は、おおむね月初であり、A 氏は、当初は 1 回(1 月)当たり 150 万円を受領していたが、B 社が OIST から一括受注する施設管理に関する業務委託契約の代金が上昇するのに合わせて、「今年度はこれくらいはどうですか」などと言って増額を依頼していた。その結果、約 2～3 年後には、月当たり 160 ～165 万円を受領するようになり、さらに約 2 年後には月当たり 180 万円を受領するようになり、直近約 3 年間は月当たり 200 万円を受領していた。

A 氏は、C 氏から現金で金銭を受領していた。受領場所は、当初は B 社の役員室であったが、その後は、次回の受渡場所と時間を決めておくようになり、多くの場合、那覇市内の家電量販店の駐車場内で受渡しが行われていた。

A 氏は、受領した現金の一部を自己名義の預金口座に入金することが多かった。A 氏から

提出を受けた預金口座の取引履歴¹⁴には、次のような ATM からの入金記録があった¹⁵。

<ATM からの入金記録>

入金年月日	金額(円)
2021年10月5日	1,100,000
2021年10月23日	100,000
2021年11月3日	1,270,000
2021年11月11日	500,000
2021年12月3日	1,500,000
2022年1月7日	3,500,000
2022年1月24日	200,000
2022年2月3日	1,200,000
2022年3月2日	1,210,000
2022年3月18日	100,000
2022年4月4日	1,500,000
2022年5月2日	2,000,000
2022年5月17日	160,000
2022年6月1日	1,500,000
2022年7月5日	1,400,000
2022年7月12日	100,000
2022年7月22日	300,000
2022年8月5日	1,160,000
2022年9月2日	950,000
2022年9月26日	190,000
2022年10月5日	1,280,000
2022年10月20日	130,000
2022年11月2日	1,380,000
2022年11月21日	50,000
2022年12月1日	1,260,000
2022年12月19日	1,400,000
2023年1月13日	1,440,000
2023年2月3日	1,480,000

入金年月日	金額(円)
2023年3月2日	1,300,000
2023年3月23日	90,000
2023年4月5日	2,000,000
2023年4月6日	200,000
2023年4月28日	1,200,000
2023年5月10日	1,000,000
2023年6月7日	1,490,000
2023年7月5日	1,500,000
2023年7月31日	200,000
2023年8月6日	1,500,000
2023年8月20日	150,000
2023年9月6日	1,480,000
2023年10月4日	1,500,000
2023年10月21日	260,000
2023年11月1日	1,500,000
2023年12月2日	1,400,000
2023年12月30日	1,440,000
2024年2月3日	1,290,000
2024年3月4日	1,500,000
2024年4月26日	2,000,000
2024年6月2日	1,500,000
2024年6月6日	400,000
2024年7月1日	2,500,000
2024年8月5日	1,770,000
2024年9月4日	1,800,000
2024年10月6日	1,900,000
2024年11月8日	1,650,000
2024年12月2日	1,810,000

¹⁴ A 氏から提出を受けたのは、一つの金融機関(D 銀行)の普通預金口座における 2021 年 10 月 5 日～2024 年 12 月 10 日の期間における取引履歴である。

¹⁵ 取引履歴において同日に複数の入金記録が存在する場合、金額欄にはその合計額を記載している。

A 氏は、OIST から受け取る給与のほかは、特段の収入源を有していない¹⁶。これらの入金は、その大半(特に100万円を超える入金)が月初頃に行われており、A 氏及び C 氏が供述する金銭受領の時期と一致する。また、1か月当たりの入金額がおおむね120万円から200万円の範囲であり、C 氏から受領していた金額と整合する。以上を踏まえると、上記入金のうち、特に100万円を超える入金は、A 氏が C 氏から金銭を受領した直後頃にその一部を入金したものと考えられる。また、上記で記載したその他の入金も、A 氏が C 氏から受領した金銭のうち、手元に残っていたものを入金したものと推測される。

(4) 受領した金銭の使途等

A 氏は、C 氏から受領した金員につき、当委員会のヒアリングに対して、当初は借金の返済に使ったものの、その後は私的な遊興費等として費消したと説明した。具体的には、沖縄県内や福岡県内のクラブでの飲食費や、女性との交際費(飲食費やホテルの宿泊費等)に費消したことであった。

当委員会は、A 氏の供述の裏付けを確認するため、A 氏からクレジットカードの利用明細¹⁷の提供を受け、使途を確認したところ、沖縄県内や福岡県内のクラブでの飲食費、沖縄県内や福岡県内のホテルの宿泊費や飲食店での飲食費等が支払われていることが確認できた。A 氏のクレジットカードの利用額¹⁸は、1か月当たりおおむね100万円～200万円(月平均では、2021年10月～同年12月は1,295,971円、2022年1月～同年12月は1,311,992円、2023年1月～12月は1,252,335円、2024年1月～同年12月は1,250,429円)にまで及んでいた¹⁹。A 氏の預金口座の明細を見ると、月初に C 氏から受領したものと考えられる現金が入金された後、クレジットカードの支払により月末頃には預金残高が数百円から数千円になり、翌月の初め頃に C 氏から受領したものと考えられる現金が入金されて預金残高が増加するということが繰り返されていた(月の中頃に預金残高が僅少になり、消費者金融からの借入れや ATM での現金(C 氏から受領した金銭の一部と思われる。)での入金がなされている月もあった。)。また、クレジットカードの利用を伴わず、現金や口座送金に

¹⁶ なお、預金口座の明細上、A 氏は、不定期に消費者金融から数万円～数十万円の借入れをしていた記録がある。また、当委員会が預金口座に加え、後述のクレジットカードの利用明細も確認したところ、A 氏において他の取引先から同種の資金提供を受けていた形跡はなく、A 氏自身もヒアリングにおいて他の取引先に対して同種の行為をしていたとは説明していない。

¹⁷ A 氏から受領したクレジットカードの利用明細は、E カードの 2023 年 10 月～2024 年 12 月の期間の支払、F カードの 2021 年 12 月～2024 年 11 月の期間の支払である。

¹⁸ A 氏のクレジットカードの利用明細及び預金口座の明細を確認した、2021 年 10 月～2024 年 5 月の期間における支払額を指す。

¹⁹ 利用額の大半は 10 日頃に引き落とされており、その他に毎月 27 日頃にも 10 万円～20 万円の引き落としが行われていた。

より費消された金銭も存在した。

なお、A 氏は、OIST の同僚職員と一緒に遊興することは基本的ではなく、一人で遊興していたとのことであるが、上記のクレジットカードの利用額に照らしても、その供述は不自然ではない。

また、A 氏は、受領した金銭の使途を、C 氏に対して説明したことはない旨述べており、C 氏も A 氏に対して提供した資金が A 氏個人の遊興費に使われていたとは思わなかつたと述べている。

(5) 金銭の授受が終了した経緯

C 氏は、A 氏に対する金銭提供を続ける中、折に触れて、A 氏に対して、資金提供をいつまで続けるのか質問したり、資金提供をやめたい旨の意向を伝えたこともあった。当委員会のヒアリングにおいて、C 氏は、「資金提供をやめたい旨 A 氏に言うと、A 氏は『上が了解しない。』などと言い、結局、資金要求は止まらなかつた。」などと述べており、A 氏も、C 氏から資金提供をやめたいと言われた際は、「個人の判断では決められない、持ち帰って検討する。」などと述べてその場をやり過ごし、資金提供の要求を続けていたと述べている。このように、C 氏は A 氏の説明により、A 氏以外の OIST の関係者も関与している OIST の「裏金」であると誤信していたため、資金提供を続けてしまつていて。

その後、2024 年 12 月に、B 社の関連会社の税務調査が行われたことで、本事案が発覚し、A 氏への資金提供は終了した。

6 アンケート調査の結果について

当委員会は、上記のとおり、役職員に対するアンケート調査を実施したが、アンケートにおいて類似事案は検出されなかつた²⁰。

²⁰ ただし、調達に関連するものとして、実験用の水槽の調達先の選定に疑問を呈する意見が複数あつた。当該意見を踏まえ、当委員会は実験用の水槽の調達に関する書類を確認したが、不自然な点は見受けられなかつた。そのほか、実験機の調達に際して簡易な仕様書が用いられトラブルが生じたことに言及する回答があつたが、関連部署には伝達済みとの回答であり問題は見受けられなかつた。

贈答については、他機関から菓子折等を受領するケースを回答するものがあつたが、贈与報告など必要な手続を取つてゐる旨の回答であり問題は見受けられなかつた。

そのほか、調達や贈答に関連しないものではあるが、IT ディビジョンにおける権限付与が業務上必要な範囲を超えているケースがあるのではと指摘する回答があつた。この点は、本事案とは関連するものではないが、権限付与が適切な範囲であるかなどについては、今後、OIST において適切な確認・対応をする必要があると考えられる。

第3 本事案の影響

1 概要

当委員会の調査の結果、本事案による、A 氏が関与した施設管理業務等に関する調達業務及び監督業務に関する影響は認めるに至らなかった。

2 調達に関する影響

(1) 年度別の入札手続等の概要

OIST は、2012 年度を除いて、3 年間の委託を前提に、入札を行い、B 社を委託事業者として選定していた。また、複数年の期間中は、毎年、業務評価委員会による審査を行い、B 社による業務提供の状況を評価した上で、問題ないと判断し、B 社と随意契約を締結していた。

2012 年度以降の年度別の入札手続等の概要は以下のとおりである²¹。なお、発注金額は、OIST が B 社に対して、施設・設備保全業務について支払った実績に基づいて記載している。

＜入札手続等の概要＞

年度	手続	入札参加者	発注金額(円、税込)
2012	入札	B 社 G 社 H 社 J 社	291, 512, 340
2013	入札	B 社 G 社 H 社 I 社 J 社	304, 590, 300
2014	随意契約	-	368, 629, 783

²¹ なお、2011 年度の施設・設備保全業務の一括発注に係る入札は、OIST の前身である沖縄科学技術研究基盤整備機構が総合評価落札方式により実施した。入札参加者は、B 社、G 社、H 社、I 社、J 社及び K 社であったが、B 社が落札した。また、施設・設備保全業務を一括発注する以前は、警備、清掃、植栽の維持管理、設備の維持管理、客室の管理等の業務を、複数の業者に対して分離発注しており、B 社は、警備に関する業務を受託していた。

年度	手続	入札参加者	発注金額(円、税込)
2015	随意契約	–	448, 588, 800
2016	入札	B 社 G 社 H 社 I 社	474, 959, 944
2017	随意契約	–	501, 501, 877
2018	随意契約	–	514, 560, 600
2019	入札 (一部随意契 約を含む。)	B 社	546, 050, 430
2020	随意契約	–	699, 826, 858
2021	随意契約	–	665, 883, 586
2022	入札 (一部随意契 約を含む。)	B 社 G 社	747, 357, 792
2023	随意契約	–	908, 058, 189
2024	随意契約	–	902, 861, 623

(2) 2012 年度の入札

2012 年度の施設・設備保全業務は、一括発注の形で入札が行われた。A 氏は、一括発注とした理由として、①施設・設備保全に含まれる業務は、例えば防災と警備など相互に密接に関連するため、一括受注してもらうことで高い品質を確保できること、②施設管理セクションは人員が少なく発注先を分けると発注業務の負担が生じること、③一括発注することでコストを削減できることと内外から指摘を受けていたことなどを挙げている。こうした理由から、A 氏は、施設・設備保全業務を一括発注することが適当と考え、他大学の例を参考に、一括発注とする場合の仕様書を単独で作成した。

その後、上記第 2 の 3 の調達フローに従って手続が実施された。審査の対象となった業者は、G 社、B 社、H 社、J 社の 4 者であり、総合評価審査委員会による審査及び評価を経て、財務ディビジョン調達セクションは、B 社を受託者とする契約を締結した。

(3) 2013 年度の入札

OIST は、引き続き、施設・設備保全業務の入札について一括発注の方式により受託者を選定することとし、上記第 2 の 3 の調達フローに従って手續が実施された。審査の対象と

なった業者は、G 社、B 社の 2 者であり²²、総合評価審査委員会による審査及び評価を経て、財務ディビジョン調達セクションは、B 社を受託者とする契約を締結した。当委員会が、この入札時の総合評価審査委員会による技術評価点の採点を確認したところ、その内訳は次のとおりであった。

＜2013 年度の入札時の総合評価審査委員会による技術評価点＞

	G 社		B 社	
	課題に対する提案	ヒアリング ²³	課題に対する提案	ヒアリング
A 氏	16	11	23	21
委員長	14	15	22	22
委員	20	12	23	22
委員	19	16	24	21
委員	12	11	25	22

上記のとおり、A 氏は、B 社に対して他社より高い点数を付けているが、他の委員も同様の傾向であり、A 氏よりも大きな差を付けている委員もいた。このように、A 氏が、B 社に対して、他の委員とは異なる不自然に高い技術評価点を与えたといった事実は認められず、また、B 社以外の事業者に対して他の委員とは異なる不自然に低い技術評価点を与えた事実も認められなかった。

(4) 2014 年度及び 2015 年度の業務継続

2014 年度及び 2015 年度の施設・設備保全業務は、随意契約の方式で委託され、上記第 2 の 3(3)のフローに従って、業務評価委員会²⁴による審査及び評価が行われた。業務評価委員会による審査及び評価の結果、OIST は、2013 年度に引き続き、B 社に施設・設備保全業務を委託することを決めた。

業務評価委員会において、A 氏は、B 社の作業記録などの資料や実査の結果に基づいて、B 社の施設・設備保全業務の実施状況に関する報告を行った。A 氏は、B 社による業務提供の状況につき、仕様書通りの人員配置が行われていることや、OIST の関係セクションを対

²² なお、他の入札参加者は、技術評価点が基準に満たないなどの理由で、札入れに進まなかった。

²³ 総合評価審査委員会が入札者の現場の責任者 5 名（統括管理者、清掃業務責任者、警備業務責任者、設備保全業務責任者、植栽管理業務責任者）に対して担当業務の業務内容等に関するヒアリングを実施した上、技術評価点を決定していた。

²⁴ 業務評価委員会のメンバーは、当初、調達セクションマネジャー、施設管理セクションマネジャー（A 氏）、施設運用セクションマネジャー、キャンパス建設セクションマネジャー、調達セクションアシスタントマネジャー、他大学の施設管理を担当する部門の責任者で構成されていた。

象に対して行った B 社の設備保全業務に関するアンケート調査(以下「**施設・設備保全アンケート**」という。)の結果、B 社の業務提供につき満足度が十分にあることを報告した。また、調達セクションマネジャーが、次年度の施設・設備保全業務の契約金額に関する説明を行った。これらの説明を経て、委員間で協議の上、業務継続の可否が判断され、委員間で異議なく業務継続を可とする決定が行われていた。

(5) 2016 年度の入札

OIST は、引き続き、施設・設備保全業務の入札について一括発注の方式により受託者を選定することとし、上記第 2 の 3 の調達フローに従って手続が実施された。審査の対象となった業者は、G 社、B 社の 2 者であり²⁵、総合評価審査委員会による審査及び評価を経て、財務ディビジョン調達セクションは、B 社を受託者とする契約を締結した。

当委員会が、この入札時の総合評価審査委員会による技術評価点の採点を確認したところ、A 氏が、B 社に対して、他の委員とは異なる不自然に高い技術評価点を与えたといった事実は認められず、また、B 社以外の事業者に対して他の委員とは異なる不自然に低い技術評価点を与えた事実も認められなかった。

(6) 2017 年度及び 2018 年度の業務継続

2017 年度及び 2018 年度の施設・設備保全業務は、随意契約の方式で委託され、上記第 2 の 3(3)のフローに従って、業務評価委員会による審査及び評価が行われた。業務評価委員会による審査及び評価の結果、OIST は、2016 年度に引き続き、B 社に施設・設備保全業務を委託することを決めた。

A 氏は、2017 年度の業務継続に係る業務評価委員会に出席せず、施設管理セクションの担当者が代理で出席し、B 社の施設・設備保全業務の実施状況に関する報告などを行った。

なお、2017 年度の業務継続に係る業務評価委員会でも、設備・保全業務アンケートに基づく報告がなされた。この年の施設・設備保全アンケートにおいては、アンケートの調査項目も拡大し、業務、従業員の接客、身だしなみ、クレーム対応に関する満足度が点数化され、いずれの項目についても、問題は検出されなかった。

また、2018 年度の業務継続に係る業務評価委員会においても施設・設備保全アンケートに基づく顧客満足度の報告が行われ、いずれの項目についても、問題は検出されなかった。

いずれの年度においても業務評価委員会においては、委員間で協議の上、業務継続の可

²⁵ なお、他の入札参加者は、技術評価点が基準に満たないなどの理由で、札入れに進まなかった。

否が判断されていた。

(7) 2019 年度の入札

OIST は、引き続き、施設・設備保全業務の入札について一括発注の方式により受託者を選定することとし、上記第 2 の 3 の調達フローに従って手続が実施され、審査の対象となった業者は B 社のみであり、総合評価審査委員会による審査及び評価を経て、財務ディビジョン調達セクションは、B 社を受託者とする契約を締結した。

当委員会が、この入札時の総合評価審査委員会による技術評価点の採点を確認したところ、A 氏が、B 社に対して、他の委員とは異なる不自然に高い技術評価点を与えたといった事実は認められず、また、B 社以外の事業者に対して他の委員とは異なる不自然に低い技術評価点を与えた事実も認められなかった。

(8) 2020 年度及び 2021 年度の業務継続

2020 年度及び 2021 年度の施設・設備保全業務は、随意契約の方式で委託され、上記第 2 の 3(3)のフローに従って、業務評価委員会による審査及び評価が行われた。業務評価委員会による審査及び評価の結果、OIST は、2019 年度に引き続き、B 社に施設・設備保全業務を委託することを決めた。

2020 年度の業務継続に係る業務評価委員会においても施設・設備保全アンケートに基づく顧客満足度の報告が行われ、いずれの項目についても、問題は検出されなかった。

また、いずれの年度でも業務評価委員会においては、委員間で協議の上、業務継続の可否が判断されていた。

(9) 2022 年度の入札

OIST は、引き続き、施設・設備保全業務の入札について一括発注の方式により受託者を選定することとし、上記第 2 の 3 の調達フローに従って手続が実施された。審査の対象となった業者は B 社のみであり²⁶、総合評価審査委員会による審査及び評価を経て、B 社を受託者とする契約を締結した。

当委員会が、この入札時の総合評価審査委員会による技術評価点の採点を確認したところ、A 氏が、B 社に対して、他の委員とは異なる不自然に高い技術評価点を与えたといった事実は認められず、また、B 社以外の事業者に対して他の委員とは異なる不自然に低い技術評価点を与えた事実も認められなかった。

²⁶ なお、G 社は、技術評価点が基準に満たないなどの理由で、札入れに進まなかった。

なお、2022 年度の入札においては、仕様書案について入札前に業者からの意見を聴取する手続が取られた。

(10) 2023 年度及び 2024 年度の業務継続

2023 年度及び 2024 年度の施設・設備保全業務は、随意契約の方式で委託され、上記第 2 の 3(3)のフローに従って、業務評価委員会による審査及び評価が行われた。業務評価委員会による審査及び評価の結果、OIST は、2022 年度に引き続き B 社に施設・設備保全業務を委託することを決めた。

2023 年度の業務継続に係る業務評価委員会においては、A 氏から、クレームの件数や施設・設備保全アンケートに基づく顧客満足度に関する報告がされたが、いずれの項目についても、問題は検出されなかった。

いずれの年度においても業務評価委員会においては、委員間で協議の上、業務継続の可否が判断されていた。

(11) 調達業務への影響

上記第 2 の 3(4)のとおり、A 氏は、調達に関して、仕様書を策定する、総合評価審査委員会の委員として提案書を評価する、業務評価委員会のメンバーとして契約更新の審査を行うといった業務を担当していた。

まず、C 氏は、OIST の「裏金」作りに協力する意図で資金提供を行っていたと説明している。この点、調達に当たっての積算は OIST の財務ディビジョン調達セクションにおいて行われていたため、B 社は、A 氏への資金提供を踏まえて契約金額を水増しする余地はなかった。また、C 氏自身も利益幅の少ない中で資金提供用の資金を苦労して捻出していた旨説明しており、契約金額が不当にかさ上げされたといった事情は見受けられない。

次に、仕様書の策定に関し、A 氏は、一括発注に関する入札が開始した頃に単独で仕様書を作成し、現在に至るまでその仕様書の内容が踏襲されてきた。この点、A 氏が B 社しか入札に参加できなくなるような仕様書を策定すれば、B 社を特に有利に扱っていたと見る余地もある。しかし、A 氏は、このような有利な取扱いをしたことはない旨述べており、A 氏の部下が作成した仕様書が特定の業者にとって有利と見られる記載についての見直しを提案した際には多少の手直しをさせることもあり、清掃回数を減らすなどの変更を受け容れたこと也有った。また、2022 年度の入札においては意見招請手続が取られているところ、仕様書の内容について特段の問題は指摘されていない。以上を踏まえると、A 氏が、仕様書の策定において、B 社を特に有利に取り扱っていたとまではいえない。

また、各年度の入札手続における技術評価点に関して、A 氏が B 社に対して他の委員とは異なる不自然に高い評価点を与えた事実は認められず、また、B 社以外の事業者に対し

て他の委員とは異なる不自然に低い評価点を与えた事実も認められなかつた。また、入札手続の実施そのものは前記第2の3で述べたとおり財務ディビジョンの調達セクションが主導しており、A氏は、総合評価委員会の委員として自ら評価点を与えはするものの、それ以外にA氏が委託先事業者の選定に影響を及ぼすことはできなかつた。

そして、入札が行われない年度における業務評価委員会においても、A氏は、クレームや、施設・設備保全アンケートの結果を報告しているところ、その内容が改変されたといった事実は認められない。その上で、委員間の協議を経てB社への委託が決定されており、業務継続に当たってもA氏が不当にB社を有利に扱つた事実は認められなかつた。

3 施設管理業務の監督に関する影響

上記第2の4で述べたとおり、A氏は、施設・設備保全業務に係る業務委託契約において、監督職員を務めていた。もっとも、B社による業務提供については、A氏だけではなく、施設管理セクションの職員が全体でモニタリングをしていたのであって、A氏以外の者も日常業務の提供に際してB社とコンタクトを取つており、B社の不十分な業務遂行をA氏があえて看過することは困難な状況であった。さらに、上記のとおり、B社への継続的な委託の判断資料として、OISTの従業員に対するアンケートも実施され、業務評価委員会に報告されていた。

これに加え、当委員会はOIST役職員へのヒアリングにおいて、複数名に対し、B社による設備保全業務において問題があったかを尋ねたが、同社による設備保全業務の提供に特に問題があったとの事実は確認されず、むしろ、十分な業務提供であったとの回答であつた。また、当委員会は、上記第2の3(3)等で言及した業務評価委員会の議事録等を確認したが、B社による業務提供において、特に問題があったとの事実は確認されなかつた。

以上のことからすれば、A氏が、B社の施設・設備保全業務を監督するに当たり、B社の不十分な業務遂行を看過することは困難な状況であったと考えられ、A氏が監督業務に影響を与え、B社に便宜を図つたとまでは認められない。

また、上記のとおり、B社による設備保全業務の提供は十分な内容であり、内部監査でも問題視されることはなかつた。

第4 原因分析

A氏がC氏から長期間にわたり多額の金銭を受領していたことについては、A氏のコンプライアンス意識が著しく鈍磨していたことを指摘せざるを得ないが、ここでは、なぜ、A氏の金銭受領が長年にわたって発覚しなかつたのか、OISTとしての課題について検討を加える。

その点で、まず指摘すべきは、このような私的な金銭の授受を組織として把握すること

は容易ではないという点である。例えば、A 氏が設備保全業務の調達に関して不自然な形で B 社を優遇したり、監督業務において殊更に B 社に有利な取扱いをしているといった事情が存在すれば、周囲の職員がその不自然さに気づき、私的な金銭授受が発覚する契機にもなり得る。

しかし、OIST の調達フローは、上記第 2 の 3(2)のとおりであり、B 社が受注していた設備保全業務に関しては、施設管理セクションが依頼部署となるものの、受注に至るまでには、財務ディビジョンの調達セクションが主導する入札手続を経る必要があった。そして、設備保全業務の入札手続や、業務継続の可否判断の際に、A 氏が不当な影響力を行使することは仕組み上困難であり、実際、そのような影響力が行使されたこともなかった。

さらに、B 社の業務提供に不十分な点があるにも関わらず、B 社が受注を継続するというような事態があれば、OIST の他の役職員が B 社による受注継続について疑問を持つ可能性はあった。しかし、B 社の業務の遂行は、クレームが全くなかったわけではないものの、おおむね良好な水準であった。

加えて、上記第 2 の 4(5)で説明したように、A 氏は C 氏から受領した金銭を個人的な遊興費として費消しており、周囲の職員が A 氏の生活が派手になっている様子に気づくような契機は特段存在しなかった。

このように、A 氏の業務姿勢や生活ぶり等から、周囲の職員がその不自然さに気づくことは容易でない状況が存在した。

また、一般的に、委託先事業者が長年固定化することで癒着が生まれやすいといえるため、入札等を定期的に行い、委託先事業者を定期的に入れ替えることは、そのような癒着を防ぐのに効果的である、しかし、沖縄県には、OIST のような広大な敷地を有する大学の設備保全業務を一手に引き受けるだけの余力のある事業者は少ないというのが実情である。そのような実情により、B 社が長年にわたり OIST の設備保全業務を受注し続けるという状況が生まれたという点も指摘せざるを得ない。この点、業務の発注を細かく分割し、複数の委託先事業者に受注させることはあり得る。そうすると、上記のような癒着の生まれやすい状況を防止することはできる。しかし、警備や防災、設備保全などの関連業務を実施するに当たっての連携が困難になり、業務提供の水準の低下を招いたり、トータルコストが増大するなどのデメリットがあるため、業務の発注を細かく分割するべきであったと一概に言うことはできない。

以上を踏まえると、OIST が A 氏の金銭受領の事実を発見したり、それを防止することは容易なことではないと言わざるを得ないが、それを踏まえてもなお、OIST として取り得た方策は存在したと考えられる。

1 担当業務の固定化

A 氏は、入校以来、一貫して、施設管理セクションのマネジャーの立場にあり、長年に

わたり、施設管理の現場業務のトップであり続けた。C 氏は、A 氏から OIST の「裏金」作りに協力してもらいたいと頼まれ、OIST が支払った委託業務費のうち一部をキックバックするように求められたと説明しているが、仮に施設管理セクションのマネジャーが A 氏から別の者に交代していれば、そのような「裏金」が存在しないことは早晚明らかとなるのであって、金銭の授受が長期にわたって継続することはなかったと思われる。また、施設管理セクションのマネジャーの交代が見込まれる状況であれば、そもそも、A 氏が C 氏に対して金銭の授受を依頼することも防げた可能性がある。この点で、A 氏の担当業務が固定化されていたことは、本件の原因として指摘する必要がある。

確かに、A 氏は、OIST において施設管理セクションのマネジャーとしての業務を遂行することを期待されて採用された人物であり、A 氏を他の部署に異動させ、他者を施設管理セクションのマネジャーとすることは困難であったかもしれない。しかし、他方で、A 氏一人に全ての業務を任せることは適当ではなく、同等の業務を遂行できる人物を採用・育成するなどして、牽制の素地を作つておくことが考えられる。このようにすれば、C 氏が施設管理セクションの別の者に「裏金」の是非について相談することも有り得たと思われるし、そもそも、A 氏においても C 氏に金銭授受を申し込むことを躊躇した可能性があると思われる。

2 通報窓口の問題

上記第 2 の 2(2)エで述べたとおり、OIST には外部からの通報を受け付ける窓口があつた。しかし、当該窓口は OIST のホームページに掲載されてはいるものの、それだけでは、積極的に外部への周知を図っていたとは言がたい。C 氏は、A 氏の求めに応じるまま資金提供を続けていたが、自ら望んで資金を提供していたわけではなかった。仮に、外部通報の窓口の存在を認識していれば、このような資金提供を続けてよいものか OIST に外部から通報をするということもあり得たのであり、こうした窓口の周知や利用の促進が十分でなかった点も本事案の原因の一つとして考えられる。

第 5 責任の所在

本事案は、A 氏が単独で行ったものであり、A 氏自身に責任があることは当然であるが、そのほか、OIST 内部における責任について言及する。

OIST の施設管理業務を担当していた A 氏の監督者は、施設担当副学長である。この点、施設管理業務を所管する責任者としては、まずは、校内における設備保全業務が適切に行われているかという点が重要である。この点、施設ディビジョン内では、担当副学長と各セクションのマネジャーによるミーティングが定期的に実施されており、設備保全業務等

に関する監督は十分に行われていたと考えられる。

上記のとおり、施設担当副学長が A 氏による私的な金銭授受の端緒を把握することは極めて困難であったとはいえる、A 氏による金銭授受を発見できなかったことをもって、落ち度があったとは言えない。たしかに、上記のとおり、A 氏の担当業務が長年固定化されていたことが、金銭授受が長年発覚しなかった原因となったと考えられるが、その点をもって、施設担当副学長に落ち度があったとまでは評価しがたく、さらなる上位者である学長にも落ち度があったとまでは評価しがたい。

第6 再発防止策の提言

以上のことより、本事案について多大な責任を負うべきであるのは A 氏個人であり、早期に発見することは困難であったと言えるが、今後、同種の事態を防止するためには、次のような方策が考えられる。

1 OIST 内部での牽制の強化

まず、本事案のような事態を抑止するためには、OIST 内部において牽制の仕組みを導入することが重要である。この点、OIST の財務部門は、人材の育成のために、マネジャークラスについてローテーションで異動させる取組を 2024 年から始めた。こうした取組を、施設ディビジョンや、そのほかの部署においても実施することが有益と考えられる。

また、事務局の強化も課題である。学問の場としての大学においては、研究者や研究者出身の役員に期待される役割としては大学における研究活動が中心とならざるを得ないが、本事案類似の事象の抑止の観点からは、事務局に従事する役職員の強化は重要である。

この点、事務局を担当する者の採用が、職務内容やスキルに応じて行われることで、スキルの高い人材に業務を任せることができる。このようなジョブ型の採用は、スペシャリストに業務を担当させることができるメリットがある。他方で、ジョブ型で採用された者が同一業務に長年従事することは、業務の蛸壺化も招きかねない。そこで、同一業務を担当できる者を複数名にすることで、相互に牽制を働くかせるような体制にしたり、下位の職位で採用された者が十分に経験を積んだら、上位の業務を担当させるなどし、複数名が同一業務に従事できるような体制を構築することが有益である。このような体制を実現するためには、事務局に相応の人員を割く必要があると考えられる。限られた予算内の実施は難しい面もあるが、不適切な行為を防止する観点からは検討に値するを考える。

2 早期に不適切な行為を発見する措置の実施

さらに、本件調査の過程において実施したアンケートにおいて、直ちに不適切であるとは言えないものの、不正の兆候となり得る事象も申告された。早期に不適切行為を発見する観点からは、OISTにおいて設置されている通報窓口の利用を促進するほか、例えば、メーカー等におけるサプライヤーの通報窓口のように、外部からの通報窓口の利用を促進するなどの方策が有用である。この点、外部からの通報の実績もあるが、長期の取引業者に対して取引上問題のある行為やその他困り事がないかヒアリングを行ったり、通報窓口の案内を積極的に行うなどの方策を実施することが考えられる。

また、数年に一度程度、不祥事の芽を積極的に発見するアンケート調査を実施したり、こうした点に特化した内部監査を実施することが考えられる。

3 不適切な行為は発覚するという意識作り

上記第6の1及び2のように相互に牽制する制度を整備したり、早期に不適切な行為を発覚しやすくする仕組みを導入することは、役職員等をして、不適切な行為をしても隠し通すことはできないという意識付けをさせることに繋がる。

そもそも、不適切な行為に及んではいけないという意識を醸成するための教育に加え、牽制や通報の仕組みにより、不適切な行為はいずれ発覚するということを理解させ、本事案のような行為をしてもメリットがないと、役職員等に対する意識付けを行うことが有用であると考える。

第7 結語

当委員会の調査結果は以上のとおりである。

当委員会は、本調査の過程で、OISTにおいて行われている研究、教育、これを円滑に行うための研究設備の設置や保全などについても説明を受けた。OISTにおいては、我が国の学術研究の中でも先進的な取組が行われており、今後の科学技術の発展のためにも円滑な学内の事務運営が望まれる。

今般、本事案の発生により、学内の事務運営の問題が発覚したが、本事案は、担当者個人の規範意識の問題という側面が強いものであった。もっとも、本事案の発覚、調査を通じて、OIST内の事務運営には多少なりとも今後の改善の余地もあると考えられる。

当委員会としては、OISTの事務局に対し、本事案を踏まえた対応は肅々と行うことを期待するとともに、科学技術の発展のために、研究者が先進的な学術研究に邁進する環境を整え、全世界の期待に応える研究成果を挙げることを期待するものである。

以上